

令和5年度 第2回 苫小牧警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開 催 日 時	令和5年10月5日(木) 午後3時30分から午後4時50分までの間
開 催 場 所	苫小牧警察署 大会議室
出 席 者	<p>協議会委員 8名 (定員12名)</p> <p>会 長 池 淵 雅 宏 (議 長)</p> <p>副 会 長 三 宅 文 秀</p> <p>副 会 長 曾 根 今日子</p> <p>委 員 森 本 恭 行</p> <p>岡 部 温 子</p> <p>池 田 壽 治</p> <p>国 安 健 二</p> <p>野 宮 誠</p> <hr/> <p>警 察 署 員 8名</p> <p>署 長 久 田 悟</p> <p>副 署 長 長 棟 智 之</p> <p>刑事・生活安全官 尾 崎 剛 一</p> <p>交 通 官 上 月 英 司</p> <p>警務官兼警務課長 小 松 義 隆</p> <p>地域課長(第二) 小 室 久 孝</p> <p>事 務 局 警務課警務係長、警務課警務係主任</p>
開 催 状 況	
<p>1 会長挨拶</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 懲戒処分の説明</p> <p>4 業務説明</p> <p>(1) サイバー犯罪防止に向けた取組の紹介</p> <p>(2) 警察署協議会委員から寄せられた意見の反映状況</p> <p>ア サイバー犯罪防止動画のホームページ掲載について</p> <p>【委員の要望・意見(令和5年度第1回)】</p> <p>苫小牧警察署で作成しているサイバーセキュリティの動画について、苫小牧署の正面玄関に設置されたディスプレイで流れていることは知っていますが、ホームページに掲載する等して、誰でも視聴することができるようになりませんか。</p>	

【警察の措置】

委員からの要望を受け、動画を当署ホームページに掲載しました。

イ 苫小牧市内の跨線橋下の一時停止規制の検討について

【委員の要望・意見（令和4年度第3回）】

苫小牧市内の跨線橋下について、一時停止がある場所とない場所があるのはなぜなのか。

【警察の措置】

一時停止の標識がない箇所については、信号機によって交通整理をしているため、一時停止の規制を設置できない交差点形状になっています。

一時停止の標識がある箇所については、信号交差点手前で本線の国道に副道が合流する形状になっており、過去に跨線橋の耐震性対策で橋梁の架替工事が実施された際に現在のような形状に道路改良をしたものとなります。

本年7月、委員からの要望を受けて、市内の一時停止の標識がない箇所の一つについて、道路管理者である苫小牧市に依頼をし、側道側に「右方車両注意」のペイントを実施して、注意喚起の看板を設置しました。

5 協 議

(1) 闇バイトによる強盗

【委員の要望・意見】

事件になる前に、何か対策は取られているのでしょうか。

【警察説明】

インターネット上で「闇バイト」「裏バイト」などと、仕事の内容は明らかにせず高額報酬を仄めかす投稿を見た若者、とりわけ少年が、アルバイト感覚で強盗や特殊詐欺などの凶悪犯罪を敢行していることについては警察としても警戒を特に強めております。

道警察では、X（旧Twitter）上における犯罪実行犯を募るような投稿に対し、道警察公式アカウントにより警告画像で返信する対策を講じております。

警察署では、中高生を対象とした非行防止教室など若者と接触する機会をとらえ、自己の行為の内容を認識しないまま犯罪に加担することの重大性や危険性についての注意喚起に努めております。

(2) 交番で警察官不在時の連絡について

【委員の要望・意見】

市内にある交番勤務の警察官が不在の時は、電話をかけるしか通報する手段はないのでしょうか。

もし、不審者に追われて逃げ込み、助けを求めたい場合は、パニックになっていて連絡が難しいと思います。

交番内に緊急時のみ押す用のボタンはないのでしょうか。

【警察説明】

交番には、緊急の際に押す用のボタンというものはありません。

ただ、交番が不在の際には、交番に設置の電話の受話器を上げるだけで、警察署に電話がつながるシステムがあります。

電話機の横には、プレートが置かれており、「ご用件のある方は、この電話の受話器をあげてもらおうと、直接、苫小牧警察署につながりますので、ご用件を伝えてください。」と表示されています。

この電話は、警察署の指令係につながりますので、交番員又はパトカー勤務員にスムーズに指令をすることとなります。

このシステムは遺失物や拾得物の受理などの緊急でない場合でも、使用することは可能です。

(3) 自転車のヘルメット着用について

【委員要望・意見】

今年の4月1日より着用の努力義務化がされましたが、管内のヘルメット着用率をお伺いしたい。

全国13.5%、北海道6.4%(全国39位)と、かなり低い数値に感じます。

秋の交通安全運動の重点目標にもなっていますが、着用率を上げるために、今まで行われてきた対策や今後予定されている新たな対策があればお聞かせ下さい。

【警察説明】

北海道の着用率については、札幌市での調査結果の内容となります。

各警察署単位では調査は実施しておらず、苫小牧警察署のデータもございません。

他府県の調査結果とは調査場所や諸条件が違うこともあり、単純な比較はできませんが、北海道は全国平均と比較しても低調となっていますので、今後同一場所での調査結果が向上するように取り組んでいきたいと思っております。

これまで当署においては、街頭啓発や各種交通安全運動、各種集会等においても広報啓発を実施し、あらゆる機会を通じて自転車利用者にヘルメット着用についてお願いをしています。

今後の対策につきましては、大きく3点あり

1つ目は、着用啓発継続実施

2つ目は、校則・社則などへの着用義務規定の推奨

3つ目は、自治体・関係機関等と連携したヘルメットの普及促進

です。

(4) 電動スケートボードについて

【委員の要望・意見】

今年7月より新ルールとなり、一定基準をクリアすれば「免許不要、ヘルメット着用も努力義務」と、他国に比べてかなり甘いルールに感じますが、今までに道内及び管内でトラブル・事故等はないのでしょうか。

また新ルール適用外のものと、一目で区別できるのでしょうか。

さらに電動スケートボード等に対する新しい交通標識も出てきていますが、免許を取得していない人は、いつどこで交通ルールを覚えるのでしょうか。

【警察説明】

電動キックボード関連の事故発生状況につきましては、羽幌警察署管内で全道初となる死亡事故が発生しておりますが、本年7月の法改正によって新設された特定小型原動機付自転車には該当せず、一般の原動機付自転車に該当する電動キックボード型という括りになります。

その他、現在までに全道的にも電動キックボードによる重傷事故等の発生はなく、当署管内においても事故や交通違反の取扱いもございません。

特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボードの見分け方につきましては大きく3点あり

1つ目は、ナンバープレートの大きさ

2つ目は、最高速度表示灯の有無

3つ目は、性能等確認済シール

になります。

また、型式や製造メーカーなどの情報はウェブサイトで確認することができます。

電動キックボード関連の交通ルールですが、実は今回の法改正で新しく誕生した道路標識はなく、補助標識として「特定原付を除く」という文言が入ったものが付く場合があります。

(5) 跨線橋付近の信号機について

【委員の要望・意見】

国道36号線、糸井方面の「はまなす跨線橋」へ右折する時の信号について、時差式ですが、対向側は赤になってもこちら側からは分からず待っている時があります。

矢印信号などで分かるようになると便利かと思いますが、何か条件があるのでしょうか。

【警察説明】

御意見の時差式信号機についてですが、御指摘のとおりデメリットとして、初めて通行するドライバーが気付かなかったり、先頭で右折待ちをしている場合は、対向車両の対面信号機の色が分かりづらい面があります。

メリットとしては、片側ですが直進車両の通行を確保できる点があげられます。

右折矢印式信号機につきましては、メリットとして対向車の動静が分かり易いことがあげられ、デメリットとして右折車両がない場合、非効率な時間となる点です。

御意見にある交差点につきましては、交通量の問題から国道36号線の通行を優先させるといった課題がありますので、極力効率的な時差式信号機を設置しているものであると御理解願います。

(6) ウトナイ病院開設後の周辺道路について

【委員の要望・意見】

ウトナイ病院が10月完成予定となっております、付近の交通量が増えると思います。

周辺道路に一時停止の看板はありますが、目立つような停止線や標識、横断歩道など今後整備する予定はありますか。

【警察説明】

病院や道路管理者からは現在のところ特段のお話は受けておりません。

今後の交通規制の必要性につきまして、現時点で考えられるのは、幹線道路との交差点对策ではありますが、開院後の交通状況に応じて検討してまいります。

(7) 道路のポイ捨てについて

【委員の要望・意見】

以前にも議題に上がっていますが、道路や駐車場等に依然として多くのポイ捨てが見られます。

動物が頻繁に道路に出てきたり、道路上にゴミがあることで避けなければならない状況になると、交通事故を起こす原因となります。

これから冬期間に入ると道路状況が悪くなるため、更に交通事故のリスクが高まることが考えられます。

引き続き、道路管理者や自治体等と連携をとっていただき、更なる注意喚起をお願いいたします。

【警察説明】

委員御指摘のとおり「道路のポイ捨て」は、放置すると、更なる不法投棄を誘発し、環境の悪化は犯罪の温床となる可能性もあります。

警察署としましては、道路や駐車場等に限らず、廃棄物の不法投棄につきましては、自治体関係部署や道路管理者などと連携して対応しており、監視パトロールや抑止看板設置などの広報啓発活動、不法投棄物発見時の通報や一時保管などの協力を受け、投棄行為者に対する注意指導や事件検挙により、抑止対策を推進しております。

6 次回（令和5年度第3回）の開催予定

令和5年12月頃を予定